

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問29（情）第4号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年6月2日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成29年5月中に一回と平成29年6月2日に広島中央警察署の国旗が不掲揚だったことに関して（広島中央）署内で検証した（再発防止策を含む。）ことが分かる文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年6月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年6月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

国旗掲揚は、重要な業務の一部であり、度々起きていることから警察管理職は当然に再発防止を果たすべきと考える。

国旗掲揚が軽視されている現況が推察されるので全ての文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 国旗が不掲揚だったという事実においては国旗の掲揚の失念があったとみられるが、直ちに是正したことから、この対応に係る対象行政文書を作成又は取得した事

実はない。また、直ちに是正されたことで、それ以上の協議、検討等を実施する必要性も認められなかったため、再発防止策等に係る対象行政文書を作成又は取得した事実もない。

- (2) 副署長が当直員に対して、国旗の確実な掲揚及び降納について口頭指示しているが、幹部による個別署員に対する口頭の指導で必要十分としたことから、この指示に係る対象行政文書も作成又は取得した事実もない。
- (3) 広島中央警察署においては、国旗を掲揚及び降納することの明文の規定はなく、事実上、当直員が毎日、午前6時前後に掲揚し、午後5時30分前後に降納している（荒天時は除く。）ところであるが、明文の規定がない以上、この失念を規定違反とするには当たらない。よってこのことに係る対象行政文書を作成又は取得した事実もない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、広島中央警察署（以下「本件警察署」という。）で国旗が掲揚されないことが複数回あったことから、実施機関に対し、本件警察署内で国旗の不掲揚について、再発防止策を含め、検証したことが分かる文書の開示を求めたものである。

これに対し実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分に対し、国旗の掲揚は実施機関の重要な業務の一部であるから、国旗の不掲揚が度々起きている状況においては、再発防止策を含めた検証が行われ、そのことが記録された文書が存在するはずである旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、国旗の不掲揚は失念によるものとみられるが、その事実を把握した後、直ちに是正されたため、このことについてそれ以上の協議や検討は行っておらず、また、そもそも、本件警察署における国旗の掲揚及び降納については明文の規定がないことから、それを失念したとしても規定違反に当たらず、副署長による口頭の指導で十分としたということであった。

当審査会において、本件警察署における種々の事務の処理について定めた「広島県広島中央警察署処務細則」を見分したところ、国旗の掲揚及び降納について定めた規定はなかった。そうすると、事実上、国旗の掲揚及び降納を行っている本件警察署の当直員が国旗の掲揚を失念したとしても規定違反には当たらないから、幹部職員による口頭による指導にとどめ、これに係る文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、明文の規定がない国旗の不掲揚に関し、その再発防止策等について検討等を行うか否かは実施機関の裁量に委ねられているものと考えられ、協議、検討を行う必要性を認めず、文書を作成又は取得していないという実施機関の説明も、特段不自然

なものとはいえない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 10. 11	・ 諮問を受けた。
30. 3. 22 (平成 29 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 23 (平成 30 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授